

あなたの想いを未来につなぐ

教育資金贈与信託



<内容>

■ 教育資金贈与信託とは

■ 教育資金贈与信託Q&A

- ・誰でも信託することができますか？
- ・教育資金贈与信託を利用するにはどうすればいいですか？
- ・贈与税非課税の対象となる教育資金はどのようなものですか？
- ・教育資金として払い出すためにはどうすればいいですか？
- ・信託期間はどのようになっていますか？
- ・教育資金として使われなかった信託財産はどうなりますか？
- ・委託者が亡くなられた場合、この信託は終了しますか？
- ・どのような費用がかかりますか？
- ・運用収益に対する税金はどうなりますか？
- ・追加して信託することはできますか？

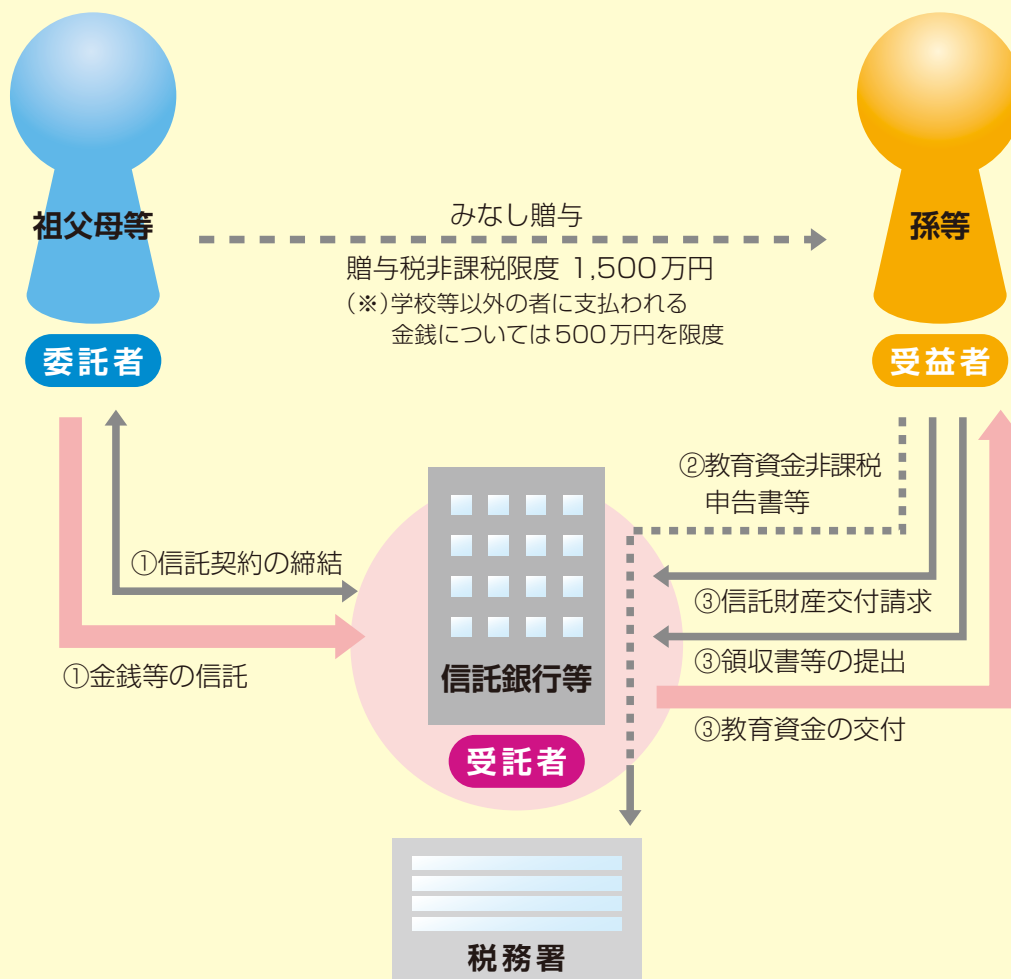
教育資金贈与信託とは

教育資金贈与信託とは、高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートする観点から、平成25年度税制改正において導入された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に基づき、新たに創設された信託です。

教育資金贈与信託は、孫等【受益者】の教育資金として祖父母等【委託者】が信託銀行等【受託者】に金銭等を信託した場合に、1,500万円(学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円)を限度として贈与税が非課税になる信託です。

ただし、平成31年3月31日までの間に信託されたものに限られます。

教育資金贈与信託のしくみ



- ① 委託者(祖父母等)は、受託者(信託銀行等)と、租税特別措置法に規定された教育資金の管理のための要件を満たす信託契約を締結し、金銭等を信託します。
- ② 受益者(孫等)は、信託がされる日までに、教育資金非課税申告書等を、受託者を經由して、税務署に提出します(受益者が未成年である場合、親権者の方に行っていただくことになります)。
- ③ 教育資金が必要となった場合、受益者は、受託者に対して信託財産交付請求を行い、教育資金を払い出します。
受益者は、払い出した金銭を教育資金に充当したことを証する書類(領収書等)を、受託者に提出します。

教育資金贈与信託Q&A

教育資金贈与信託についての理解をより深めていただくために、教育資金贈与信託の主な内容を「教育資金贈与信託Q&A」としてまとめました。

誰でも信託することができますか？

贈与をする方(委託者)は、贈与を受ける方(受益者)の祖父母、父母等の直系尊属に限られます。ただし、贈与を受ける方(受益者)は、信託を設定する日、すなわち信託契約を締結する日において30歳未満の個人に限られています。

教育資金贈与信託を利用するにはどうすればいいですか？

教育資金贈与信託のご利用にあたっては、委託者は、信託銀行等と信託契約を締結する必要があります。なお、この教育資金贈与信託の利用は、1 受益者につき 1 信託銀行等 1 営業所に限られており、1 つの信託銀行等と契約を締結すると、他の信託銀行等または同一の信託銀行等の他の営業所で契約を締結することはできません。また、信託できる財産は、金銭もしくはこれに類するものに限定されております。

なお、信託契約の締結の際に、税務署宛に提出が必要な「教育資金非課税申告書」を受益者にご記入いただきます。ただし、税務署への申告書提出等の手続きは、信託銀行等が行います。あわせて、委託者が受益者の直系尊属であることや、受益者が30歳未満であることを確認する必要があるため、戸籍謄本など親族関係や年齢を確認できるものを信託銀行等へ提出する必要があります。

(※)各種申告書の提出等は、受益者が未成年である場合、受益者に代わって、親権者の方に行っていただくことになります。

贈与税非課税の対象となる教育資金はどのようなものですか？

贈与税が非課税となる教育資金の範囲は、次のとおりとされています。ただし、②の金銭については、非課税となる金額の上限は500万円となります。(詳細は文部科学省ホームページ等をご確認ください。)

①次の施設に直接支払われる入学金、授業料、学用品の購入費等

- 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)、学校教育法第124条に規定する専修学校、外国におけるこれらに相当する教育施設またはこれらに準ずる教育施設
- 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- 保育所、認定こども園等
- 水産大学校、海技教育機構の施設、航空大学校等

②学校等以外の者に、教育を受けるために直接支払われる金銭

学習塾や習い事の「謝礼」「月謝」、学習塾に支払う教材費等が対象になります。

なお、平成27年度税制改正において、通学定期券代、留学渡航費等が対象に追加されました。

(※)「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と重複して払い出すことはできません。

教育資金として払い出すためにはどうすればいいですか？

教育資金に充てた金額は、信託銀行等に請求することにより、払い出すことができます。

ただし、教育資金の支払に充てたことを証明する書類(領収書等(※))を信託銀行等に提出し、信託銀行等において教育資金の支出として記録することが必要となります。払い出しには、この領収書等の提出方法の違い等によって、以下の2つの方法があります。(いずれの方法になるか及び払出方法の詳細については、各信託銀行等にお問い合わせください。)

- ①教育資金を自らが支払った上で、支払いから1年以内に、領収書等を信託銀行等に提出し、払い出しを受ける方法
- ②信託銀行等からの払い出しと教育資金の支払いの前後関係は問わず(ただし、いずれも同一年(1月～12月)であることが必要となります)、教育資金を支払った日の属する年の翌年3月15日までに領収書等を信託銀行等に提出する方法(ただし、1年間の払い出し金額がその年の領収書等の合計額を下回る場合、その払い出した金額を教育資金の支出として記録します。)

(※)平成28年1月1日より、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中(1月～12月)における合計支払金額が24万円以下のものについては、領収書等に代えて、支払年月日、支払金額等を記載した明細を提出することができます。

信託期間はどのようになっていますか？

教育資金贈与信託は、受益者が30歳に達した日または受益者が死亡した日のいずれか早い日に終了することとされており、これ以外の信託期間を定めることはできません。また、信託財産のすべてをお渡しした場合を除き、解約することはできません。

教育資金として使われなかった信託財産はどうなりますか？

信託終了時に、非課税拋出額(特例の適用を受けて信託された金銭等の合計金額)から教育資金支出額(教育資金として払い出した金額の合計金額(学校等以外の者に支払われた金額のうち500万円を超える部分を除く))を控除した残額がある場合は、信託が終了した日に贈与があったものとして、その残額に対して、受益者に贈与税が課税されます。

なお、受益者の死亡により信託が終了した場合には、信託財産は受益者の相続人に相続され、相続税の課税対象となりますので、贈与税は課税されません。

委託者が亡くなられた場合、この信託は終了しますか？

委託者がお亡くなりになられても、信託契約は終了せず、引き続き、信託財産は受益者の教育資金として活用されます。

どのような費用がかかりますか？

費用については、個々の信託契約によって定められ、各信託銀行等によってその定め方が異なりますので、各信託銀行等にお問い合わせください。

運用収益に対する税金はどうなりますか？

信託財産の運用により生じる収益は、受益者の所得となりますので、受益者に所得税が課税されます。なお、運用収益には贈与税は課税されません。

追加して信託することはできますか？

既に教育資金贈与信託を設定している場合でも、1,500万円までは贈与税が非課税となりますので、平成31年3月31日までの間であれば、この金額までは追加して信託することができます。この場合、既に信託を設定している信託銀行等の同一の営業所で手続きをする必要があります。

追加して信託する場合には、税務署宛に提出が必要な「追加教育資金非課税申告書」を受益者にご記入いただきます。ただし、税務署への申告書提出等の手続きは、信託銀行等が行います。

詳しくは教育資金贈与信託取扱い信託銀行等へ

この教育資金贈与信託は、各信託銀行等によって取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、取扱い信託銀行等にご相談ください。

信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

- 受付時間 午前9時～午後5時15分
(土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)
- 電 話 ☎ **0120-817335**
または 03-6206-3988

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>



信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・苦情等の事例として利用させていただきます。



一般社団法人

信託協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL.03-6206-3981

ホームページ <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

信託協会

検索



本資料は、教育資金贈与信託のしくみなどについて紹介し、教育資金贈与信託の制度について理解を深めていただくために作成しているものであり、当該商品の勧誘・推奨を目的としているものではありません。